

無影灯(天井用)仕様書

1 品名

手術用無影灯

2 数量及び構成

一式

[構成内容]

1) 無影灯 1式

※電源、壁面パネル含む

2) 専用架台 1式

3) 天井パネル 1式

3 仕様

- 3-1 無影灯本体については、以下の要件を満たすこと。
- 3-1-1 医療スタッフの眼精疲労を防ぎ、また術部の乾燥を防ぐ為、必要最小限度の照度で無影性に優れ、色の再現性が高く、かつ熱の少ない光を効率良く供給すること。
- 3-1-2 光が直接術者に照射しない二重反射照明方式を有し、不快なまぶしさを軽減すること。
- 3-1-3 LEDを84個以上搭載し、高い無影性を持ち合わせていること。
- 3-1-4 最大照度160,000Luxまで有すること。
- 3-1-5 LEDを効率的な反射型配光設計とし、灯体の消費電力は41W以内であること。
- 3-1-6 演色指数は96以上であること。
- 3-1-7 赤色の特別演色指数R9は96以上であること。
- 3-1-8 適切な色温度を3800、4000、4200、4400、4600、4800、5000Kの7段階から選択できること。
- 3-1-9 103cm以上の焦点深度を持つこと。
- 3-2 操作性については、以下の要件を満たすこと。
- 3-2-1 灯体の操作はアームに干渉することなくスムーズに行えること。
- 3-2-3 清潔者が灯体の位置変更がおこなえるよう、滅菌ハンドルが装着可能であること。
- 3-2-4 様々な手術手技に対応できるよう照射野直径を変更できること。16.5cmから21cmの間で可変できること。
- 3-2-5 灯体に操作パネルを有し、術者に近い位置にて点灯モードを容易に操作できること。

- 3-2-6 清潔者が照度調整をおこなえるよう、滅菌ハンドル部で照度が調整できること。
- 3-2-7 不潔者が灯体の位置変更をおこなえるよう、灯体外周部が掴みやすい形状であること。
- 3-2-8 灯体は垂直層流に与える影響が少ない形状であること。

- 3-3 照度調整については、以下の要件を満たすこと。
 - 3-3-1 照度調整は術者の求める照度が得られるよう、11段階以上であること。
 - 3-3-2 照度調整は灯体、壁面、滅菌ハンドル部にてタッチ式にて調整できること。

- 3-4 経済性・メンテナンス性については、以下の要件を満たすこと。
 - 3-4-1 LEDの放熱性能を高め、60,000時間以上の高寿命を有すること。
 - 3-4-2 滅菌ハンドルはオートクレーブ処理が可能であり、かつ200サイクルまで繰り返し使用可能であること。
 - 3-4-3 灯体、照射面カバーをはじめ、各部分はアルコールにて消毒清掃が可能であること。

- 3-5 間接照明機能については、以下の要件を満たすこと。
 - 3-5-1 内視鏡手術等に使用可能な間接照明機能を有していること。
 - 3-5-2 間接照明は最大70,000lxの照度を供給できること。
 - 3-5-3 間接照明は内視鏡映像等に影響を与えない柔らかな光であること。
 - 3-5-4 灯体上部に間接照明のカーテシー・ライトを搭載し、青色LEDで室内(天井)を柔らかく照らすことができること。

- 3-6 設置については、以下の要件を満たすこと。
 - 3-6-1 既存無影灯収納ボックスを撤去し、専用架台の取付、天吊り式無影灯の設置を行うこと。
 - 3-6-2 天井仕上げは、類似色の天井カバーで行うこととする。

4 設置、保守、その他

- 4-1 設置にあたり、当院が用意した一次側設備以外に必要な改修工事等があれば当院担当職員と協議の上で落札者において施行すること。
- 4-2 本調達に伴う、撤去、搬入、据付、配線、配管及び運転調整(オンライン接続等を含む)については、当院担当職員と事前協議の上で落札者において施行すること。
- 4-3 装置の搬出・搬入のためのルート確保、養生等は落札者が実施すること。
- 4-4 障害時において、復旧のための通報を受けてから、速やかに現場で対応できる体制

であること。

- 4-5 本機器の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
- 4-6 納入後1年間は、無償で保守作業を実施すること。
- 4-7 取り扱い説明に関する導入時の教育訓練を当院担当職員に十分に行うこと。取り扱い説明、教育訓練の実施に関する日程調整や回数については、当院担当職員と協議し決定すること。
- 4-8 導入機器の日本語版の取扱説明書を1部備えること。また、取扱説明書をPDFファイル形式化したものも提供すること。
- 4-9 導入された機器の動作を判断するため、落札者が正常に動作することを示し、当院担当職員の承認を得た上で引き渡すこと。
- 4-10 その他定めのない事項については、当院担当職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

以上